# 浜益観光まちづい推進協議会共同企画ツアー 世美国 2023年 10月8日(日) に対する に対していた。 にはいていたいにはいにはいいたいにはいにはいいた。 にはいていたいにはいにはいにはいいにはいいたいにはいには



旅行代金

## お一人様 10,000 円(税込)

浜益観光まちづくり推進協議会

石狩市浜益区の魅力をもっと知ってもらいたい、浜益区 にもっと訪ねてもらいたいという思いから地域住民・ 団体が主となって発足した協議会です。

【日程】札幌駅北口(8:30 出発)=石狩市役所(9:10 出発)=道の駅石狩『あいろ―ど厚田』(トイレ休憩 10分)

- =はまます郷土資料館(約30分)=きむら果樹園(散策と昼食・豊漁太鼓演奏鑑賞約120分)=浜益温泉(約80分)
- =道の駅石狩『あいろ一ど厚田』(約20分)=石狩市役所(16:20下車)=札幌駅北口(17:00下車)
  - ■1 名様より参加可 ■添乗員同行 ■食事1回 ■最少催行人数16名 ■定員24名(お申し込み順)
  - ■バス会社:ダイコク観光バス株式会社

※くだもの狩りで収穫できるくだものはツアー当日の生育状況により種類が異なります。

※写真やイラストはイメージです。

旅行企画・実施

北海道知事登録旅行業第 3-721 号/(一社)全国旅行業協会正会員

アミーケ・インターナショナル株式会社

TEL (0133)74-3823 FAX (0133)76-6128

北海道石狩市花川北6条1丁目57番地1

浜益観光まちづくり推進協議会

**八皿 飢儿 ふり ノイケ 正座 励 戒去** 

募集型企画旅行実施可能区域 総合旅行業務取扱管理者

共

北石狩地域観光まちづくり協議会 札幌市 石狩市 小樽市 当別町 増毛町 新十津川町

伊藤 朱美

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。 この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。



## 幻の味浜益牛と秋の味覚バーベキュー

浜益区で黒毛和牛の生産が始まったのは昭和38年。平成11年には石狩管内で初の黒毛和牛の称号を 得ました。「幻の浜益牛」と言われるほど頭数が少なく希少な浜益牛を、秋の野菜と一緒にバーベキューで 頂きます。また、同じく「幻」と称される浜益米のおにぎり付きです。石狩市民でさえなかなか味わうことが できない貴重な味をご堪能ください。

#### にしん漁の歴史を語る

## はまます郷土資料館

明治32年に建てられた旧白鳥家が所有していた 鰊建網漁場の番屋を資料館としてよみがえらせ ました。水産庁の「未来に残したい漁業漁村の 歴史文化財産百選」にも選ばれています。館内に は、当時鰊漁に使われた漁具をはじめとする、 数々の資料が保存、展示されています。

#### ■集合場所のご案内

①札幌駅北口「四季彩館 札幌東1号店」前



#### お申込み・お問合せは

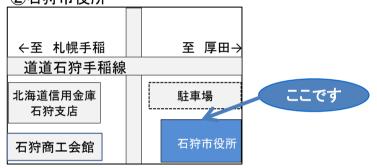
### アミーケ・インターナショナル株式会社

### 森のくだもの屋さん きむら果樹園

明治10年に開園し、5代にわたり営む果樹園。面積 は約5ヘクタールあり、サクランボをはじめりんご、梨、 ぶどう等沢山の品種を栽培しています。開園以来、 今も実をつけている樹齢100年越えのりんごの樹も 有名です。また、加工品では自慢のりんごを使った ジュースも人気です。

※園内では一部のコースに高低差がございます。

#### ②石狩市役所



### 電話番号 0133-74-3823 付 月曜~金曜(8:30~17:30)

にお電話ください ※業務の都合によりスタッフが不在となる場合がございます。 留守番電話にメッセージを残して頂けましたら折り返し連絡申し上げます。

旅行条件[要旨] ※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

- 1. 要素室に囲旅行英村 1. この旅行はアミーケ・インターナショナル株式会社(以下「当社」といいます)が企画 募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになれる。
- ります。 2. 行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出 発前にお渡しする確定書面、最終旅行日程表)及び当社旅行業的故募集型 企画旅行契約の記によります。 3. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に使って運送機関等の使供する 3. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に使って運送機関等の使供する の選連えその他の寄行に関するサービス以下「旅行サービス」といっます)の 復株を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受け
- ます。
  2. 旅行の去申し込みと旅行契約の成立
  1. (1)当社、(2)旅行業法で規定された「受託営業所」(以下(1)(2)を併せて
  「当社ら)といいます。 )にて当社所定の旅行申込書(以下)旅行申込書(以下) います。)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金(以下)旅行の金)と観 を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」(取湯料「塗約料」 成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込
- 旅行代金の額 申込金(おひとり) 20.000円未満 5.000円以上 20,000円以上50,000円未満 50,000円以上100,000円未満
- ておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日 ておらず、当社もかヶ利の本部の事を通知した日の翌日から起算して3日 以内に、当社らにお参の党出しや社会の支払しや行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らは、お申し込みは なかったものとして取り扱います。 3. 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領し たときに反立するものとします。 4. 旅行参加に服用を別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時に お申し出ください、当社は可能を範囲でこれに応じます。

- メラッスのある。 3. 施行代金に旅行開始日の前日から起導して、さかのぼって14日前に当 たる日以以下基中日といいます。よりも前にお支払いいただきます。 2. 基準日以際にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前
- の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

- い。 5. 旅行代金に含まれるもの。 1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食事料金、観光料金(入場・拝観・ ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料等。
- がイ等)及び消費投等額は、サービス料等。 能在提起内容の変更 当社は旅行契約の締結党であっても、天災地変、戦乱、暴動、選送・宿泊機関等の 旅行サービス程序の中、里で3番の命令、当前の運行計画によらない。運送サー ビスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安 金かつ円滑な基施をはかるためやむえを得ないときは、お客様にあっかしの途や かいこは該事品の関係・得ないものである理由及び自然中もとの別果関係を提明 して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下)契約内容」 といます、注意更考し記明します。ただし、緊急の場合において、やむを得な いときは、変更後に説明します。ただし、緊急の場合において、やむを得な いときは、変更後に説明します。
- いてには、東文明に成功によっ。 7、旅行代金の屋の変更 前項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したとき は、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、選送・宿泊機関等の産席・部 屋その他の指数機の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変 更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内 容の変更のためにその環境を受けなかった施行・サービスの提供に対し、取消 料、進約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお 客様の負担とした。 8. お客様による旅行契約の解除 (1)取作開始的

- 【11旅行開期制 1.お客様は、いつでも以下の表で定める取消手数料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

| 旅行契約の解除期日                     | 取消料(おひとり) | σ. |
|-------------------------------|-----------|----|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって          | 日帰り旅行     | 15 |
| [1]21日前に当たる日以前の解除             | 無料        | B  |
| [2]20日前に当たる日以降の解除([3]~[7]を除く) | 無料        | *  |
| [3]10日前に当たる日以降の解除([4]~[7]を除く) | 旅行代金の20%  | 10 |
| [4]7日前に当たる日以降の解除([5]~[7]を除く)  | 旅行代金の30%  | 2  |
| [5]旅行開始の前日の解除                 | 旅行代金の40%  | ŧ  |
| [6]旅行開始の当日の解除([7]を除く)         | 旅行代金の50%  | Ĭ. |
| 「対象行関始後の経験すたけ無連絡不参加           | 旅行社会の100% | 1  |

- 2. お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解験
- することができます。 ア。第6項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表
- 機に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限りま イ. 第7項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

- ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公 書の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不
- 暴の節やその他の毎日が生じた場合において、旅行の安全かつ円が火実施が中 両能となり、または中間を従る可能性が極めて大きいとき。 エ. 当社らがお客様に対し、別項に定める明日までに、確定書面(最終旅行日程 みをお渡し込かったとき。 オ. 当社の食に帰すぐき事由により、契約書面に配載した旅行日程に従った旅 行の実施が不可能となったとき。

- が、 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または・ 時間接合れた場合は、お客様の接相放業とみない。一切の知い環じやしません。 2 お客様の責に帰さない事曲により最後取られているのかは、環じやいた旅行サービスの提 供が受けられない場合には、お客様は取消料を支出たっとなく指述で用他となった 旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合におい で、当社は、旅行体金のうちお客様がは接受領することができなす。この場合におい る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、また はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰す は、北下から支払わないすれなからい。資用に係金金額(自在の東に帰すってき事田に よるものでない場合に関ります。)を並え引いたものをお客様に払い戻します。 9. 当社による旅行契約の離豁 「11版行開始前 1. 当社は、次に掲げる場合しおいて、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅 行契約を解除するとむがあります。 ア、お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加
- 旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。 イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えら

- 込みそれがあると認かられるとき。
  工 お客様が、契約の第三間、全部でなる開き相える負担を求めたとき。
  オ お客様の人数がいぐフレットに記載した最小を行入員に達しなかったとき。
  マ お客様の人数がいぐフレットに記載した最小を行入員に達しなかったとき。
  である。当社は原作制度自の首から配算してきかの行って10日目(日本)であって12日目(日本)が12日本)では一次では10日本で10日本(日本)では10日本で10日本(日本)では1
- 載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不 「能となるおそれが極めて大きいとき。 2. お客様が高速的である。 2. お客様が高速に変める限日までに施行代金を支払わなかったときは、当社は 温度別の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合に いて、お客様は直社に対して、第19項(1)の[1]に定める設済料に相当する概の 製料を含まな払いただきます。
- 別れていている。 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解
- | コロ(は、ベンニッ・マンニー)
  除することがあります。
  ア・お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐
- えられないとき。 イ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための落乗員その他の者による当 社の指示に従わないとき、またはこれもの者、または同行する他の旅行者に対す る暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な

- ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
  2. 当社が本項(20) [1]の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客
- 2. 当社が本類(2)の [1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約的版は、得来に向かってのお清風はます。すなわち、お客様が低に 提供を受けた旅行サービスに関する当社の機能については、有効な弁索がなされ もものとします。また、この場合において、当社は、旅行社会のうちお客様がしまだ その提供を受けていない旅行サービスに係る命を制から、当該旅行サービスに対して取消料、進約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければ ならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い見します 3. 当社は、本項(2)(1)のア、のの規定によって旅行制機と、拡行契約を解除したと きは、お客様のこ依頼に広じて客客様のご負担で出条地に戻るために必要な旅行 サービフィが高を記り出来にする。
- ビスの手配を引き受けます
- お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。
- 4、の音歌が、かった。 10、旅程管理 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その 他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 1. 当社の要任及び免責事項

  1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または平配代行者が故意または過失によりお客様に携着を与えたときは、その損産を賠償する責に任じます。ただし損害を生の置のたる展集でなるに、当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかからず、構書条をの置わら起ば、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様に1名につき15万円(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。
- 12. 特別補償 当社は第17項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約 当社は高17項の限定に基づい当社の責任が比するからかを問わず、当江底行業的 鉄/募集型企画所行契約の動の特別補間規定により、お客様が募集を画施行 参加中に急激かの偶然の外来の事故により、その生命、身体または半荷物の上に こからられた一定の樹書について、死亡補償金として5050万円、及院員者をとして 入院日報により2万円~20万円、通院見難金として通院日敬により15万円~5万円を 支払います、排行品にから規算者補偿金は、旅行者14日(このき15万円をもって限度 とします。ただし、補償対象品の一個または一分については、10万円を限度とします。
- とします。ただし、種間突破点の一幅または一対については、10分Hを限度とします。 当社は、ご提供いただいた個人情報について、1お客様との間の連絡のため、2旅 行に関して運送・宿憩機関等のサービス手配、提供のため、3旅行に関する結手続きのため、4 当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保護予 きのため、5 当社及び当社と推携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報 の提供、旅行に関する情報提供のため、6旅行参加後のご意見やご感想のお願い ートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成 のために利用させていただきます。
- 先にご通知ぐださい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する 状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、 これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当抜措置に要した費用 はお客様の負担とさせていただきます。